

有価証券報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ラクーン

(E05563)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	10
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【対処すべき課題】	14
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	21
6 【研究開発活動】	21
7 【財政状態及び経営成績の分析】	22
第3 【設備の状況】	25
1 【設備投資等の概要】	25
2 【主要な設備の状況】	25
3 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
（1） 【株式の総数等】	26
【株式の総数】	26
【発行済株式】	26
（2） 【新株予約権等の状況】	27
（3） 【ライツプランの内容】	29
（4） 【発行済株式総数、資本金等の推移】	29
（5） 【所有者別状況】	30
（6） 【大株主の状況】	30
（7） 【議決権の状況】	31
【発行済株式】	31
【自己株式等】	31
（8） 【ストックオプション制度の内容】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	34

【株式の種類等】	34
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	34
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	34
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	34
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	34
3 【配当政策】	35
4 【株価の推移】	35
(1) 【最近 5 年間の事業年度別最高・最低株価】	35
(2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】	35
5 【役員の状況】	36
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	38
第 5 【経理の状況】	41
1 【財務諸表等】	42
(1) 【財務諸表】	42
【貸借対照表】	42
【損益計算書】	46
【株主資本等変動計算書】	49
【キャッシュ・フロー計算書】	50
【関連当事者との取引】	64
【附属明細表】	65
【有価証券明細表】	65
【その他】	65
【有形固定資産等明細表】	66
【社債明細表】	67
【借入金等明細表】	67
【引当金明細表】	67
(2) 【主な資産及び負債の内容】	68
(3) 【その他】	69
第 6 【提出会社の株式事務の概要】	70
第 7 【提出会社の参考情報】	71
1 【提出会社の親会社等の情報】	71
2 【その他の参考情報】	71
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	72
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年7月30日
【事業年度】	第12期（自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼管理部長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長兼管理部長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月
売上高 (千円)	890,714	1,247,654	2,289,221	3,334,631	5,662,773
経常利益又は経常損失 (千円)	57,674	23,710	95,689	203,474	158,031
当期純利益又は当期純損失 (千円)	58,733	45,275	122,267	305,420	160,820
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	345,650	370,650	717,900	739,900	739,900
発行済株式総数 (株)	4,946	5,196	8,808	9,031	9,031
純資産額 (千円)	77,333	172,609	1,213,926	952,027	787,988
総資産額 (千円)	264,908	391,363	1,591,723	1,584,743	1,604,914
1株当たり純資産額 (円)	15,635.50	33,219.60	137,820.94	105,417.72	87,253.75
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	11,874.74	9,107.99	19,438.45	34,332.38	17,807.60
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	15,966.75	-	-
自己資本比率 (%)	29.2	44.1	76.3	60.1	49.1
自己資本利益率 (%)	-	36.2	17.6	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	105.98	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	85,887	1,120	90,858	126,266	270,637
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	22,272	37,300	61,651	123,050	56,893
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,567	14,649	922,929	57,380	46,185
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	120,011	96,240	1,048,376	856,440	575,095
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	29 (17)	35 (25)	45 (35)	57 (34)	66 (42)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益につきましては記載しておりません。
4. 第9期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高がありますが、当社株式が非上場であることから、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。また第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 自己資本利益率につきましては、第8期及び第11期、第12期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 第9期までの株価収益率については、当社株式が非上場であることから、期中平均株価の把握ができないため記載しておりません。また第11期及び第12期は当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
平成5年9月	東京都狛江市にラクーントレードサービス（個人事業主）を創業。
平成7年9月	有限会社ラクーントレードサービス（資本金5,000千円）を設立。
平成8年5月	株式会社に組織変更し、社名を株式会社ラクーン（資本金10,000千円）とする。
平成10年8月	過剰在庫品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「オンライン激安問屋」をインターネット上に開設。
平成12年4月	本社を東京都渋谷区に移転。
平成12年7月	ゼロ円スタートを特徴とするオークション販売を開始。
平成12年9月	倉庫業務の外部倉庫委託体制を開始。
平成12年10月	日本経済新聞社主催「日経インターネット・アワード2000」ビジネス部門日本経済新聞社賞を受賞。
平成13年11月	本社を東京都中央区の自社倉庫機能付のビルへ移転。これにより自社検品体制へ移行。
平成14年2月	新商品及び定番品を取扱う企業間取引（BtoB）サイト「スーパーデリバリー」を開設。
平成14年9月	「スーパーデリバリー」においてクレジットカード決済開始。
平成16年7月	本社を東京都中央区内で移転し、同時に物流カスタマーサポートの拠点であるECRセンターを設置。
平成16年9月	「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」で掛売決済開始。
平成17年11月	株式会社三洋倶楽部と提携し、会員小売店向け金融関連ビジネスを開始。
平成18年4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
平成18年10月	中期経営戦略（平成19年4月期～平成22年4月期）公表。
平成19年4月	本社を東京都中央区内で移転し、人員増加への対応及びオフィス業務を効率化。
平成19年6月	大阪支社を新設し、西日本エリアの出展企業に対するサポート基盤を強化。

3【事業の内容】

当社では、インターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイトの運営を通じて、主にアパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者から仕入れた商品を、主に地方小売店及び中小規模小売店に対して販売いたしております。当社の運営している企業間取引（BtoB）サイトは、過剰在庫品を取り扱う「オンライン激安問屋」、新商品及び定番品を取り扱う「スーパーデリバリー」の2つであります。

「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」に参加するためには、あらかじめ出展企業（企業間取引（BtoB）サイトで商品を販売する企業）もしくは会員小売店（企業間取引（BtoB）サイトで商品を購入する企業）としての登録が必要になります。平成20年4月末現在における登録状況は「オンライン激安問屋」が出展企業数2,074、会員小売店数58,054、「スーパーデリバリー」が出展企業数877、会員小売店数17,573となっております。

なお、「オンライン激安問屋」は出展企業及び会員小売店としての登録は無料ですが、「スーパーデリバリー」は出展企業からは毎月一定額の出展基本料を徴収し、会員小売店からは毎月一定額の会費を徴収しております。

(1) スーパーデリバリー

取引の概要

「スーパーデリバリー」は、出展企業の取り扱う新商品及び定番品を地方小売店及び中小規模小売店を中心とした会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトであります。

地方小売店及び中小規模小売店は販路拡大を考える製造業者・輸入業者にとって魅力的なマーケットであるものの、a) 小売店の信用リスクが比較的高い、並びにb) 売上規模の割に営業コストと管理コストがかかる、という問題があるため必ずしも積極的に販路拡大ができないのが現状であると考えております。

「スーパーデリバリー」においては、当社が会員小売店を集客しており、かつ、出展企業が会員小売店に対する与信リスクを回避するための仕組みを提供しているため、出展企業は、上記の問題を抱えずに地方小売店及び中小規模小売店への新規販路拡大が可能になります。また、出展企業は、既に取りを行っている地方小売店及び中小規模小売店を「スーパーデリバリー」での取引に切り替えることで取引の効率化を行えます。

また、会員小売店は「スーパーデリバリー」を利用することで上記a, bの理由により従来取引しにくかった製造業者・輸入業者と取引を行うことが可能になります。さらに、効率的に多数の出展企業の多様な商品の情報を入手して仕入を行うことや、事務管理コストや仕入れのための交通費等のコスト削減も行えます。

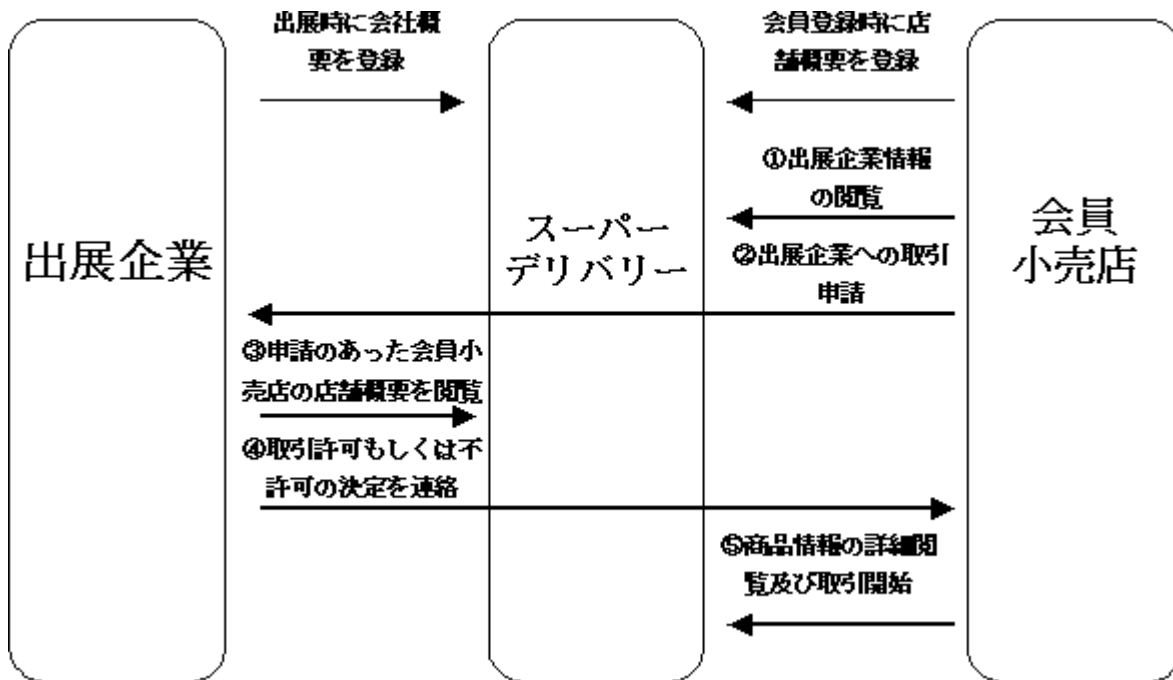
取引の概要は、販売企業が「スーパーデリバリー」のサイト上に展覧することから始まります。出展企業は、サイト上にショッピングモールのように並び、会員小売店と、注文から出荷までのやり取りの他、商品についての問い合わせ等におけるまで2社間で直接行い、商品代金の決済に関しましては当社を介して行う仕組みになっております。

取引開始までの流れ

「スーパーデリバリー」においては、会員小売店は各出展企業との取引に先立って各出展企業の取引審査を受ける必要があります。

具体的には、会員小売店が各出展企業の企業概要、掲載商品等を閲覧し、取引を希望する出展企業に取引開始の申込みを行います。取引開始の申込みを受けた出展企業は会員小売店の店舗概要を閲覧し、取引に応じるか否かの審査を行います。なお、出展企業が出品している商品の販売価格等の詳細な情報は取引許可をした会員小売店のみが閲覧できることとなっております。

これにより、出展企業は販路の選定ができるとともに、自社が取引を希望する会員小売店のみに卸値等の重要情報の開示を行うことが可能になります。



取引の流れ

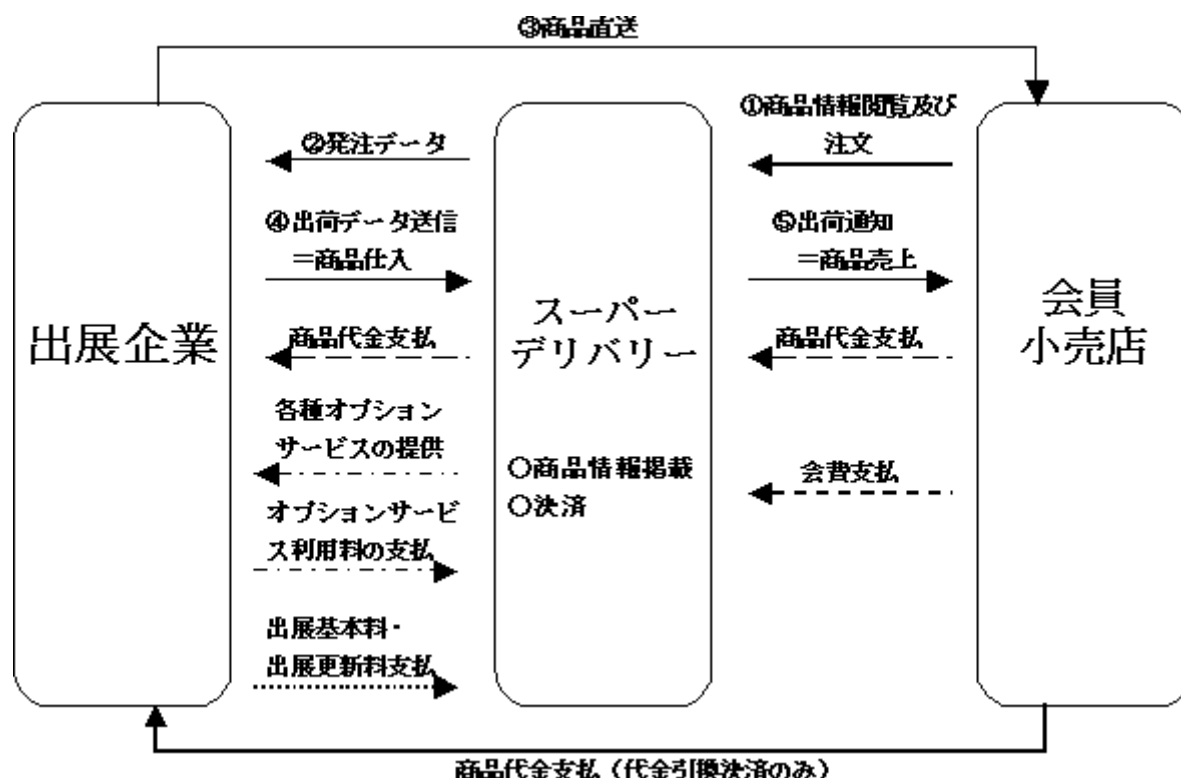
取引許可を受けた会員小売店は各出展企業が出品している商品の詳細な情報を「スーパーデリバリー」上で閲覧し、発注を行います。出展企業は「スーパーデリバリー」の出展企業用管理画面により会員小売店からの発注を確認し、会員小売店に商品を直接発送します。商品の発送データは出展企業用管理画面を利用して当社に送信されます。当社は、出展企業からの商品発送データに基づき小売店からの代金回収及び出展企業への代金支払いを行っております。会員小売店からの代金回収は信販、クレジットあるいは保証会社により小売店による当社への支払につき保証を受けた掛売り販売となっております。

なお、平成19年12月より、配送業者の代金引換便を利用した代金回収も開始しております。こちらは、出展企業が配送業者を通じて会員小売店より代金回収を行っております。

「スーパーデリバリー」においては商品が出展企業から会員小売店に直送され、当社を経由いたしません。売買契約は出展企業と当社、当社と会員小売店で別個に存在いたします。出展企業が商品を会員小売店に発送し、商品発送データを当社に送信した段階で商品の所有権は出展企業から当社に移転し、同時に当社から会員小売店に出荷通知することで商品の所有権は当社から会員小売店に移転いたします。

オプションサービス

「スーパーデリバリー」においては、「スーパーデリバリー」のウェブサイトもしくは会員小売店向けのメールマガジンにおける出展企業紹介といった広告サービス、「スーパーデリバリー」への掲載商品の画像撮影等の代行サービス等といった各種オプションサービスを有料で出展企業向けに提供しております。



(2) オンライン激安問屋

取引の概要

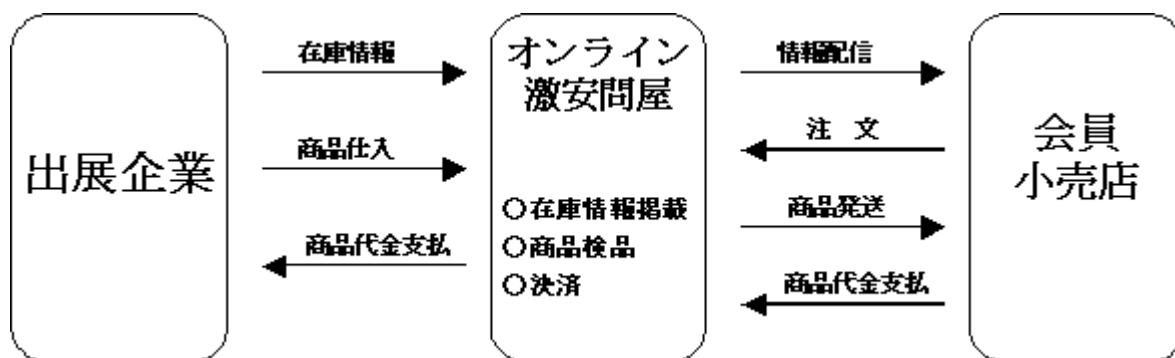
「オンライン激安問屋」は、出展企業の抱える過剰在庫品を地方小売店及び中小規模小売店を中心とした会員小売店へ販売するための企業間取引（BtoB）サイトであります。

出展企業は、インターネットを利用して格安商材を求める多数の会員小売店に対して情報提供が行え、また、検品、小分け、発送を当社が行うので煩雑な手間を掛けずに効率よく過剰在庫品の処分が行えます。

会員小売店は、地方小売店及び中小規模小売店では通常入手困難な格安商材についての情報の入手及び仕入が可能になります。また、過剰在庫品は出展企業にて長期間保管されていた商品等が多く、通常の商品に比べ劣化した商品の混入する可能性が高いなど必ずしも品質が安定的でないのが一般的ですが、当社で扱う過剰在庫品については当社にて検品、小分け、発送を行うため、一定の品質を満たした商品を比較的小さなロットで仕入れすることが可能になります。

取引の概要は、当社が出展企業より買取った商品（買取仕入）もしくは販売を委託された商品（消化仕入）の情報を「オンライン激安問屋」のホームページを通じて会員小売店に提供します。商品の購入を希望する会員小売店は「オンライン激安問屋」のホームページより商品の情報を閲覧し、発注します。この会員小売店からの発注を受け、出展企業より買取った商品あるいは販売を委託された商品を当社より出荷する流れとなっております。「オンライン激安問屋」においては、販売する商品について検品を行うことにより、格安で一定の品質を満たした商品を提供することで、小売店の満足度の向上、リピーター作りを図っております。

〔オンライン激安問屋取引概要図〕



出展企業からの仕入方法及び会員小売店への販売方法

「オンライン激安問屋」においては、出展企業の抱える過剰在庫品の処分及び会員小売店による格安商材の仕入が効率よく行えるように、以下の仕入方法及び販売方法をとっております。

(A) 仕入方法

出展企業からの仕入方法は、a) 消化仕入、b) 買取仕入の2種類であります。

a) 消化仕入とは、出展企業から販売委託を受け、預かり商品として商品の納品を受ける方法であります。当社から小売店への販売前の段階では商品の所有権は出展企業にあり、当社から会員小売店への納品の段階で当社への所有権移転がなされ、同時に当社から会員小売店に所有権が移転いたします。また、消化仕入における出展企業からの仕入価格の決定方法に関しては、当社から会員小売店への販売価格から一定の販売マージンを差し引いて事後的に計算することとされております。消化仕入により出展企業から納品を受けた商品は、通常販売及びオークション販売の方法により会員小売店に販売いたします。

b) 買取仕入とは、会員小売店への販売に先立って出展企業から商品を買取る方法であります。消化仕入と同様に、出展企業から買取った商品は、通常販売及びオークション販売の方法により会員小売店に販売いたします。

(B) 販売方法

会員小売店への販売方法は、a) 当社で値付けした販売価格での販売による方法（以下、通常販売）と、b) 一定の販売時間内に購入希望会員小売店が価格をつけて落札するオークション販売による方法（以下、オークション販売）の2つがあります。

a) 通常販売は、当社にて一定の販売価格を設定して販売を行う方法であります。ただし、一般の販売方法と変わらず、必ずしも全ての商品を完売できるわけではありません。

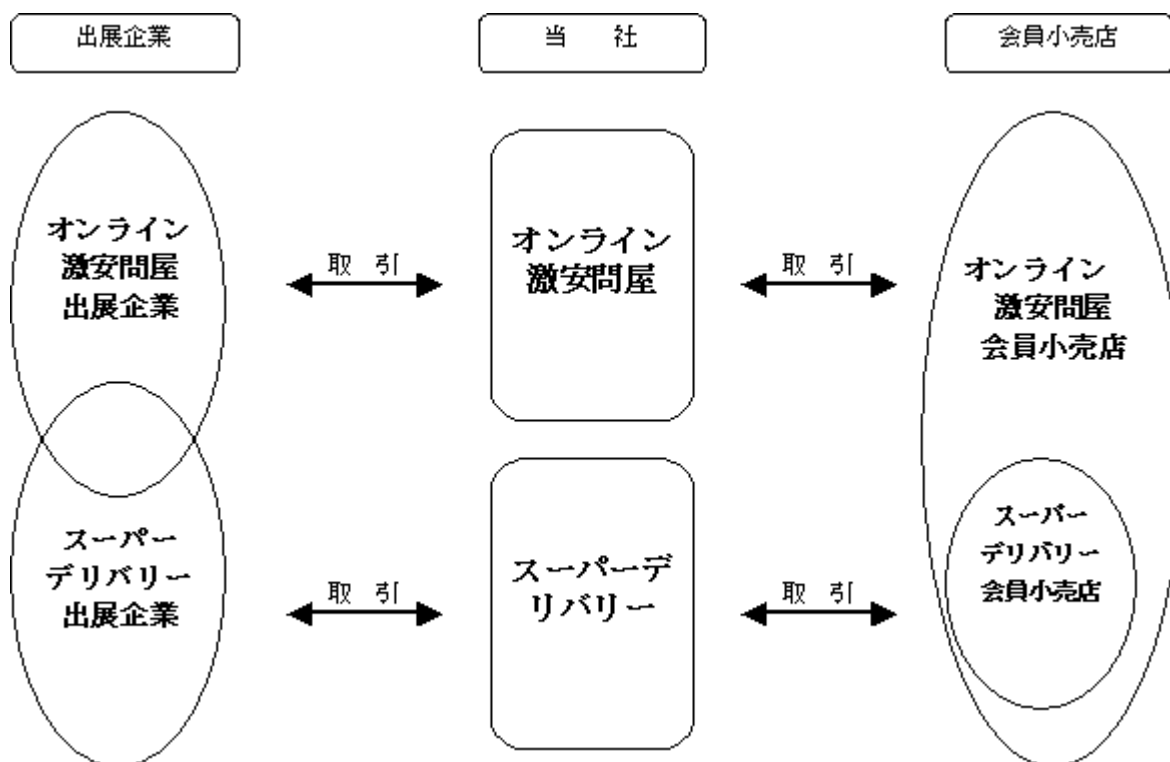
b) オークション販売は、最低落札価格を設定していない（スタート価格をゼロ円としている）ため買い手がつき易い仕組みであります。平成20年4月末日までのオークション販売による落札率の実績は、100%となっております。

販売方法は、こうした特性を生かし通常販売での一定の販売期間を経た後、オークション販売へ移行し全ての商品売り切る流れとなっております。なお、平成17年9月からは在庫回転率のさらなる向上のために、従来の販売方法に加えて通常販売とオークション販売を一部併用する販売方法も採用しております。

通常販売とオークション販売を通して消化率100%の実績となっていることが、過剰在庫品を処分したい企業からの信頼感へ繋がっており、出展企業が「オンライン激安問屋」を継続的に利用する理由になっていると考えております。

また、会員小売店からの販売代金の回収方法に関しましては主として配送業者の代金引換便を利用した回収、保証会社により小売店による当社への支払いにつき保証を受けた掛売り販売となっております。

〔事業系統図〕



（注１）「オンライン激安問屋」の出展企業と「スーパーデリバリー」の出展企業は一部重複（両方利用）があります。

（注２）「スーパーデリバリー」の会員小売店はすべて「オンライン激安問屋」の会員小売店でもあります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
66 （42）	28.6	3.2	4,847

（注）1．従業員数は就業人員であります。

2．従業員数欄の（ ）外数は、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4．平均年間給与は、兼務役員の従業員報酬を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の回復を背景とした設備投資の増加や雇用環境の改善が見られ、景気は回復基調が続いておりましたが、後半以降、米国サブプライムローン問題に起因する金融市場の混乱や、原油価格をはじめとした原材料価格の急激な高騰等により景気動向は減速の兆しが懸念されております。

このような状況の中、当社は「中期経営戦略」（平成18年10月10日公表）の2期目を迎え、引き続き主力事業である「スーパーデリバリー」の事業規模の拡大加速に努めてまいりました。これにより、経営指標である「会員小売店数」「出展企業数」「商材掲載数」が増加し、「スーパーデリバリー」における商品売上高が大幅に増加いたしました。また、料金体系の変更から1年が経過し、ようやく出展基本料が安定的に収益及び利益の増加要因として貢献するようになりました。

一方で費用面につきましては、上半期において、スーパーデリバリーの「会員小売店数」の獲得ペースを大幅に向上させるために広告宣伝費等の集客手段への投資を積極的に行ったこと及び大阪支社開設に伴い地代家賃が増加した影響により費用が全般的に増加いたしました。しかし、下半期以降、広告宣伝費等の集客手段への投資を、より効果的かつ効率的な集客手段に集中した結果、一定の拡大ペースを維持しながらも広告宣伝費を抑制することができました。これにより、販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は21.5%と前事業年度の28.3%から6.8%下がりましたが、通年では赤字を計上する結果となりました。

以上の結果、売上高5,662,773千円（前年同期比169.8%）、営業損失158,578千円（前年同期営業損失205,076千円）、経常損失158,031千円（前年同期経常損失203,474千円）、当期純損失160,820千円（前年同期当期純損失305,420千円）となりました。

なお、当第3四半期（平成19年11月～平成20年1月）以降、赤字幅は大幅な縮小傾向となり当第4四半期（平成20年2月～平成20年4月）の3ヶ月間においては黒字転換しております。

部門別の業績は、以下の通りとなりました。

スーパーデリバリー

「スーパーデリバリー」に関しましては、経営指標は会員小売店数17,573店舗（前期末比6,958店舗増）、出展企業数877社（前期末比215社増）、商材掲載数190,836点（前期末比85,219点増）とそれぞれ増加いたしました。この経営指標の向上に伴い商品売上高が大幅に増加いたしました。更に料金体系の変更から1年が経過し、ようやく出展基本料が安定的に収益及び利益の増加要因として貢献するようになりました。

また、ユーザビリティ向上を目的として、平成19年6月に販売実績や類似商品名などの条件を組み合わせでお勧め商品を表示する「リコメンド機能」を追加リリースし、平成19年12月には代金引換決済を開始いたしました。その他、平成20年3月に株式会社ジャパンネット銀行と業務提携を行っております。この業務提携により「スーパーデリバリー」月会費の口座振替登録が即時にインターネット上で完結可能となりました。

上記の結果、「スーパーデリバリー」の売上高は、5,129,591千円（前年同期比187.7%）となりました。

オンライン激安問屋

「オンライン激安問屋」については、引き続き売上総利益率の維持に努めました。また、業務の効率化のために前期より推進していた出荷業務の内製化への移行が完了し、平成19年5月より100%内製化を実現しております。

上記の結果、「オンライン激安問屋」の売上高は、527,998千円（前年同期比88.4%）となりました。

関連事業

関連事業の一環として、平成18年4月期より株式会社三洋倶楽部と代理店契約を締結し業務提携を行っております。当社は会員小売店を株式会社三洋倶楽部に紹介し、株式会社三洋倶楽部が当社会員小売店に対して実行したビジネスローンの貸出残高に応じて代理店手数料を受け取っております。なお、平成20年3月末で株式会社三洋倶楽部との代理店契約を終了しております。

上記の結果、「関連事業」の売上高は、5,184千円となりました。

(参考) 経営指標

		会員小売店	出展企業(注1)	商材掲載(注2)
スーパーデリバリー	20年4月期	17,573	877	190,836
	19年4月期	10,615	662	105,617
オンライン激安問屋	20年4月期	58,054	2,074	22,167
	19年4月期	44,977	1,926	17,141

(注) 1. スーパーデリバリーについては期間末現在において出展している企業数です。オンライン激安問屋については商材掲載実績のある企業の累計値です。なお、2,074社のうち当事業年度に掲載のあった出展企業数は406社となっております。

2. スーパーデリバリーについては期間末現在で掲載されている商材数です。オンライン激安問屋については当事業年度に掲載された商材数の合計です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末より281,345千円減少し、575,095千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における営業活動による資金の減少は270,637千円(前年同期126,266千円の資金の減少)となりました。減少の主な要因は、取引量の拡大に伴う仕入債務が187,211千円増加したものの、税引前当期純損失158,530千円の計上及び取引量拡大に伴う売上債権の増加283,375千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における投資活動による資金の減少は56,893千円(前年同期123,050千円の資金の減少)となりました。減少の主な要因は、主としてソフトウェア開発及びソフトウェア購入による無形固定資産の取得のための支出48,946千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末における財務活動による資金の増加は46,185千円(前年同期57,380千円の資金の増加)となりました。増加の主な要因は、長期借入れ及び短期借入れによる収入が150,000千円発生したことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社はアパレル及び雑貨ジャンルの商品を受注し、仕入、販売しておりますが、受注から売上までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別		第12期事業年度 (自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日)	前年同期比(%)
スーパーデリバリー	(千円)	5,129,591	187.7
商品売上	(千円)	4,787,172	189.6
小売店会費売上	(千円)	165,373	156.9
その他売上	(千円)	177,044	173.7
オンライン激安問屋	(千円)	527,998	88.4
関連事業	(千円)	5,184	104.6
合計	(千円)	5,662,773	169.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

競合企業への対応

当社の事業領域であるインターネットによる企業間取引サイト運営事業には昨今新規参入が相次ぎ、今後は競争がより一層激しくなるものと思われます。しかしながら、新規参入の増加はインターネットによる企業間取引サイトの認知向上及び企業間取引市場の市場規模拡大につながる可能性が高く、当社にとってもメリットは大きいと考えます。

当社では、検索システム強化等により顧客の利便性の向上を図るとともに顧客の求める商品を常に研究し、品揃えの充実を進めることにより、会員小売店の当社への仕入依存度の向上、ひいては顧客単価の向上を図って参る予定です。

顧客層の拡大

当社の成長の源は新規顧客層の獲得であると考えております。企業間取引は、消費者向け取引と比べ取引の反復性・継続性が高く、新規顧客の獲得は中長期的に当社の事業規模の拡大につながると考えております。

現在の当社の主要顧客は社歴の浅い小規模小売店であります。しかしながら、それ以外の小売店に対しても、当社に対する潜在的な需要があるものと見込んでおり、こうした潜在需要を長期的に獲得していく必要があります。そのため、チラシ・ダイレクトメールを使用した広告・インターネット広告・出展企業と連動した展示会等を行い、費用対効果を見極めながらプロモーション活動を強化していく予定です。

安定的収益の拡大

当社は、平成18年11月より出展企業向けの料金体系の変更を行い、出展企業から月額固定の出展企業基本料を徴収しております。この料金体系の変更により、従来からの会員小売店からの安定的収益（小売店月会費）に加え、出展企業からも安定的収益（出展企業基本料）を確保するという収益構造になりました。

当社は、会員小売店獲得を推進すると同時に、出展企業の獲得もより一層推進し、安定的収益の拡大、ひいては当社収益の安定的拡大を図る予定です。

掲載商品に関する法的リスクの管理

当社の取り扱う商品は多岐にわたり、化粧品や健康食品等の法的規制を受ける商品及びブランド品等のライセンス商品も多数含まれております。当社では掲載商品に関する法的リスクを回避するため従前より社内チェック体制を整備しておりますが、今後商品の掲載数及び取り扱いジャンルの拡大に対応し、適宜体制の見直し及び更なる充実を図る方針です。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関しリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社はこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も併せて慎重に行われる必要があると考えております。また、将来に関する情報は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在における当社の経営者の判断や一定の前提の下における予測等に基づくものであり、将来、その通りに実現することを保証するものではありません。

当社の事業について

(1) 当社の事業拡大の前提条件について

当社では、インターネット上に設けた企業間取引（BtoB）サイトの運営を通じて、主にアパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者から仕入れた商品を、主に地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。

事業規模拡大のためには、会員小売店及び出展企業の満足度を向上させ、双方の利用を促進することが必要になります。会員小売店の満足度向上のためには、多数の出展企業の確保及び掲載商品の質と量の確保が必要になります。また、出展企業の満足度向上のためには、購買意欲の高い多数の小売店を顧客として確保することが必要になります。したがって、会員小売店数、出展企業数、及び掲載商品数を拡大することが当社の事業規模拡大のための前提条件となります。そのため、会員小売店、出展企業の獲得及び掲載商品数の拡充が順調に行われない場合や出展企業数と会員小売店数のバランスが崩れた場合においては、当社の業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

(2) 「スーパーデリバリー」について

当社は、「スーパーデリバリー」の運営を通じて出展企業の取り扱うアパレル及び雑貨の新商品及び定番品を地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。当該事業の運営に関して当社は下記のリスクを認識しております。

与信代行機能について

出展企業は「スーパーデリバリー」を通して会員小売店に対して商品の販売を行うことにより会員小売店に対する与信リスクを排除することが可能になっております。この点が出展企業にとって「スーパーデリバリー」のメリットのひとつとなっておりますが、一方で出展企業は当社に対する与信リスクを負担しております。したがって、当社の財務状況が悪化した場合においては出展企業が「スーパーデリバリー」を通して会員小売店への販売を行うことの重要なメリットが実質的に機能しないことになります。この場合、新規出展企業の獲得に支障をきたし、もしくは既存出展企業の退会が発生する可能性があり、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

出展企業数及び会員小売店数に付随する売上について

(A)当社は「スーパーデリバリー」の出展企業からの安定的収益として、平成18年10月以前の契約企業からは1年ごとに出展更新料を徴収しております。また、平成18年11月以降の契約企業からは毎月定額の出展企業基本料を徴収しております。そのため、出展企業が増加しなかった場合、もしくは退会により出展企業数が減少した場合においては、出展更新料売上及び出展企業基本料売上が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

(B)販売先である地方小売店及び中小規模小売店は、当社の審査を通過後会員登録をした会員小売店による会員制組織としており、「スーパーデリバリー」の会員小売店からは月会費を徴収しております。そのため、当社の業績は、会員小売店が増加しなかった場合、もしくは退会が増加し会員小売店数が減少した場合においては小売店会費売上が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

上記(A)及び(B)の事態が発生した場合は、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(3)「オンライン激安問屋」について

当社は、「オンライン激安問屋」の運営を通じてアパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者の抱える過剰在庫品を地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。当該事業の運営に関して当社は下記のリスクを認識しております。

買取型仕入における利益管理について

「オンライン激安問屋」において販売している商品は出展企業の抱える過剰在庫品であるため、新商品及び定番品等に比べ二次在庫化しやすい商品群であります。これを回避する仕組みとして、当社では、「通常販売」と「オークション販売」という2種類の会員小売店への販売方法を併用しております。

「オークション販売」は最低落札価格を設定しない特徴から非常に安い価格で落札される場合があります。当社では、仕入取引として、「消化型」と「買取型」の2種類を併用しております。「消化型」仕入取引に関しては販売価格に契約マージン率を適用することにより仕入価格が決定する取引となっており、「オークション販売」においても、オークション落札価格(=販売価格)に契約マージン率を適用して仕入価格が決定されるため、赤字販売は発生いたしません。一方、「買取型」仕入は、仕入価格が仕入時点ですでに決まっている商品に対して、オークションの落札により販売価格を決定するため、落札価格が仕入価格よりも下回った場合には赤字販売となります。そのため、当社では、商品ごとの利益管理を「通常販売」と「オークション販売」と2つの販売方法の合算で行い、「オークション販売」が赤字販売になった場合においても、「通常販売」と「オークション販売」の通算では一定の利益を確保するよう努めております。しかし、「オークション販売」における落札価格(=販売価格)が仕入価格を大幅に下回った場合、必ずしもかかる一定の利益が確保されるとは限らず、オークション販売による収益性が悪化した場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

販売商品の確保について

「オンライン激安問屋」で販売する商品は、アパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者の抱える過剰在庫品であるため、新商品及び定番品等と異なり、必ずしも商材の安定供給性が確保されているわけではありません。現在、販売する商品の調達は、調達先、量ともに充足しており、今後の取引量の拡大にも充分対応できると考えております。しかし、会員小売店の急激な増加による需要量の大幅な拡大や、商品の供給先である出展企業において過剰在庫品の供給量が著しく低下する等の要因により、十分な商品が供給できない場合、会員小売店の需要を十分に満たすことができず、事業規模の拡大が困難になる可能性があります。

検品精度について

「オンライン激安問屋」で取り扱う商品は、過剰在庫品で製造から時間が経過していることが多く、出展企業からの商品仕入時において劣化している場合も少なくありません。当社では仕入れた商品の検品作業を行うことで、劣化商品を排除し、一定の品質を満たした商品のみを販売することで会員小売店の満足度を高めております。このため、当社では検品作業は当社のビジネスモデルで重要な位置づけと考えており、検品スタッフへの教育に力を入れております。しかしながら、事業規模拡大による人手不足等により新人の検品スタッフを大量採用し教育が追いつかない場合、また検品スタッフが十分に採用できない場合、一時的に検品精度が低下する可能性があります。この場合、会員小売店の満足度が低下し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4)会員小売店に対する売上債権の管理について

当社が商品を販売する会員小売店は比較的小規模で与信リスクの高い小売店が多いため、会員小売店に対する与信管理(売掛金の貸し倒れリスクの管理)が重要になります。当社は、会員小売店からの代金回収方法としては、「スーパーデリバリー」「オンライン激安問屋」とともに当社への支払いにつき一定額までの保証を受けた掛売り取引の他、「オンライン激安問屋」においては、配送業者の代金引換便を利用した代金回収、「スーパーデリバリー」においては、信販もしくはクレジットを利用した回収方法を用いることで、代金回収の確実化を図っております。しかしながら、保証会社や、配送業者、信販会社、クレジット会社との契約変更や解約があった場合、会員小売店に対する与信管理が十分に行えないといった事象が発生し、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

なお、平成19年12月より「スーパーデリバリー」において代金引換便を利用した代金回収を開始いたしました。「スーパーデリバリー」における代金引換便を利用した代金回収方法は、商品の配送元である出展企業が配送業者を通じて、会員小売店から代金回収を行います。このため、当社に売上債権は発生せず、また、与信リスクも発生することはありません。

(5) システム障害について

当社の事業はインターネットを通じて取引を行っておりますので、自然災害や事故などによりインターネット通信網が破壊された場合においては当社の事業の全体、あるいはその一部が中断され、当社の事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

また、当社では、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策とコンピューターウイルスの感染、ハッカーの侵入による妨害等を回避するよう努めておりますが、こうした要因によるシステム障害が生じた場合も同様に、当社の事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等の管理会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼動がスムーズに行えない状態になった場合においても当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(6) 取引先情報の管理体制について

当社は、事業の性質上、個人情報を含む取引先情報を多数取り扱っており個人情報保護法の適用を受けております。当社では、個人情報の保護を図るため、管理システムへのアクセス者の制限やアクセス履歴の管理、また社員教育の実施等、管理運用面について細心の注意を払っております。しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、その場合当社の社会的信用に悪影響を与え、ひいては当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(7) 法的規制について

当社の主な取り扱い商品はアパレル及び雑貨であります。取り扱う商品の中には一部下記の様な法規制を受ける商品が存在しております。

ブランド品の販売について

ブランド品の販売にあたっては、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権等に抵触しないことに留意しております。また、「出展契約書」に特則（「ブランド品などの出展に関する特則」）を規定することで、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権を侵害するものではないことを出展企業に保証させております。

また、並行輸入品も含めた海外ブランド品の取り扱いに関しましては、別途真正商品である旨、偽ブランド品や知的財産権侵害商品を取り扱った場合には出展企業が責任を取る旨の誓約書の提出を求めることで関連法規・法令等の遵守に努めております。しかしながら、販売した商品に万が一上記記載の知的財産権等を侵害するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合当社に対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

医薬部外品、化粧品、健康食品等の販売について

当社の取り扱い商品のひとつであります医薬部外品、化粧品、健康食品は、販売及び広告表現について主に下表の法律による規制を受けております。当社は、出展企業に対し、必要に応じて製造販売業許可を取得した証明書や成分分析表等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「医薬部外品・化粧品などの出展に関する特則」及び「健康食品などの出展に関する特則」）を規定し、関連法規・法令等を遵守していることを保証させるとともに、出展後も広告表現等の法的規制に抵触する内容が無いかを当社内において随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり、これらの商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、販売した商品に関し法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合当社に対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

法令名	主な法的規制の内容
薬事法	製造販売の承認と許可、虚偽・誇大広告の禁止 医薬品の表現の規制
健康増進法	栄養表示基準の明示、誇大表示の禁止
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示
不当景品類及び不当表示防止法	不当表示の規制

業績の推移について

当社は平成7年9月に設立され、現在の事業である「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」の運営をそれぞれ平成10年8月及び平成14年2月から開始しております。サービス開始以降、平成16年4月期までにしましては、販売費及び一般管理費を回収できる規模の売上高の計上ができず、赤字決算となっておりますが、平成17年4月期及び平成18年4月期においては、売上高の伸長に伴い業績が改善し利益面において黒字転換いたしております。

しかしながら、当社は中長期的な事業規模拡大に向けた施策である「中期経営戦略」を実行中であります。「中期経営戦略」では、出展企業向けの料金体系の変更を平成18年11月に行った他、広告活動等の会員小売店集客手段に対する積極的な投資を行うとともに、会員小売店及び出展企業のユーザビリティ向上のためのシステム投資を行っております。この「中期経営戦略」の実施の影響により、平成19年4月期及び平成20年4月期において当期純損失を計上しております。ただし、平成20年4月期については、第3四半期（平成19年11月～平成20年1月）以降、赤字幅が縮小傾向となり、第4四半期（平成20年2月～平成20年4月）の3ヶ月間においては黒字転換しております。

また、当社の売上高は商品売上高（「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」を通して商品の販売を行うことによる売上高）が主要な部分を占めておりますが、商品売上高は比較的季節変動性の高い性質を有しております。具体的には、小売店におけるセール時期の終了した直後にあたる8月及び1月、2月において売上高が減少する傾向があります。

（業績推移）

（単位：千円）

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月
売上高 （千円）	621,992	890,714	1,247,654	2,289,221	3,334,631	5,662,773
売上総利益 （千円）	202,339	261,731	424,595	664,419	738,884	1,058,113
販売費及び一般管理費 （千円）	306,410	318,463	397,968	532,966	943,961	1,216,691
営業利益又は 営業損失（ ） （千円）	104,071	56,732	26,626	131,452	205,076	158,578
経常利益又は 経常損失（ ） （千円）	105,405	57,674	23,710	95,689	203,474	158,031
当期純利益又は 当期純損失（ ） （千円）	130,377	58,733	45,275	122,267	305,420	160,820

（売上高の内訳）

（単位：千円）

--	--	--	--	--	--	--

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月
スーパーデリバリー (千円)	111,004	206,716	501,053	1,545,538	2,732,488	5,129,591
オンライン激安問屋 (千円)	510,988	683,998	728,601	742,554	597,184	527,998
関連事業 (千円)	-	-	18,000	1,128	4,958	5,184
合計 (千円)	621,992	890,714	1,247,654	2,289,221	3,334,631	5,662,773

(四半期単位の売上高、営業利益、経常利益、四半期純利益推移)

(単位：千円)

	第1四半期 (自：平成19年5月 至：平成19年7月)	第2四半期 (自：平成19年8月 至：平成19年10月)	第3四半期 (自：平成19年11月 至：平成20年1月)	第4四半期 (自：平成20年2月 至：平成20年4月)	通期 (自：平成19年5月 至：平成20年4月)
売上高	1,212,278	1,292,071	1,561,105	1,597,317	5,662,773
営業利益又は 営業損失 ()	95,490	56,174	11,960	5,046	158,578
経常利益又は 経常損失 ()	95,263	55,556	12,635	5,424	158,031
四半期純利益又は 四半期純損失 ()	95,835	56,129	13,707	4,851	160,820

外部環境について

(1) 企業間電子商取引の普及の可能性について

当社は「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」という2つの企業間取引 (BtoB) サイトを運営しており、インターネットによる企業間電子商取引に属しております。「平成18年度電子商取引に関する市場調査」 (経済産業省) によると平成18年度の企業間電子商取引の市場規模は148兆円と報告されております。また、業種別市場規模構成比は、当社の属する卸売業の占める割合が製造業に続いて第2位になっております。ただし、インターネットによる企業間電子商取引は歴史が浅く、今後も上記と同様に普及が進展する保証はありません。また、インターネットを通じて商品を仕入れるという取引が、従来の商習慣には存在しないものであったことで、インターネットを介して商取引を行なうことに抵抗感がある企業や小売店も未だ多く、この点が企業間電子商取引の市場規模拡大の障害となる可能性も否定できず、当社の事業規模拡大に悪影響を及ぼす要因になる可能性があります。

(2) 中小規模小売店のマーケット規模について

当社は「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」を通して地方小売店及び中小規模小売店を中心とする会員小売店に対して商品を販売しております。当社のターゲットとなる地方小売店及び中小規模小売店のマーケットを明確に定義づけることは困難ですが、平成16年商業統計 (経済産業省) によると「アパレル」及び「住関連 (注) 」のマーケット約35兆円のうち、従業員が9名以下の中小規模小売店の占める割合は45%程度であります。「アパレル」及び「住関連」のマーケットは、近年、多数の店舗が新規開業している一方で、多数の店舗が廃業しており、マーケット規模縮小傾向にある成熟産業であります。その中で当社は、マーケットに占めるインターネット取引の拡大に期待しております。新規開業者はインターネットの利用に抵抗感を持たない世代であるため開業時の仕入先情報の検索にインターネットを利用する頻度が高いと考えており、そのような新規開業者を積極的に会員小売店として誘致することで、マーケットに占める取引の拡大を図っております。

ただし、今後、「アパレル」及び「住関連」を取り扱う中小規模小売店のマーケット (小売店数、取引金額等) が当社の想定以上に縮小する可能性、もしくは新規開業が減少する可能性も否定できず、その場合には当社の事業規模拡大に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) 商業統計には「雑貨」という区分が存在しないため、「住関連」区分のうち当社の取り扱いのあるものをピックアップし集計しております。

(3) 競合について

当社は、「スーパーデリバリー」、「オンライン激安問屋」の2つの企業間取引（BtoB）サイトを通じて、出展企業及び会員小売店に対し、問屋サービスを提供しております。卸問屋業界は、バブル崩壊後の不況期に倒産や統合を繰り返し、淘汰が進みましたが、現在においても多数の企業が存在し、当社の競合相手となっております。また、昨今では一部の卸問屋がインターネットによる卸売り事業を開始しており、今後競争が激化する可能性があります。当社では、先行者として培ってきたインターネットによる卸販売特有のノウハウ及びシステム開発力等により差別化を図り、また、会員小売店向けサポートの充実や、品揃え商品の充実化等に取組むことで、競争力の向上に努めております。

一方で、昨今複数のインターネット関連企業が当社と同じ事業領域への進出を行っており、やはり今後の競争激化が予想されております。当社では会員小売店及び出展企業獲得を加速するとともに、システム開発によるユーザビリティ向上等により差別化を図る予定です。

当社の事業体制について

（１）代表者への依存について

当社の代表取締役社長である小方功は、当社の創業者で創業以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営戦略会議における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

（２）小規模組織であることについて

当社は、平成20年4月末日現在において役員7名（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名を含む）、従業員125名（臨時雇用者59名を含む）という比較的小規模な組織で運営されており内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。人材の採用活動の成否によっては人員の補充が遅れ、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

（３）システム開発及び運用・管理の体制について

当社では、現在、主に自社内にてシステム開発、運用及び管理を行っております。当社の事業は、インターネット上の商取引サイトの運営であるため、システムの開発やその運用・管理を適切に行うことが事業上で重要です。従って、システム開発、運用及び管理に関わる従業員の退職や、事業の拡大に対応するための人材の採用活動がスムーズに行かなかった場合には、システム開発の遅延や運営・管理の不備等が発生する可能性は否定できず、その場合、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

その他

（１）配当政策について

当社は、平成20年4月末日現在で542,014千円の累積損失を計上しており、配当可能利益がないため配当を実施しておりません。累積損失につきましては将来計上される利益により早期に解消することを目指しておりますが、事業の進捗が計画通りに進まない場合、解消までに想定以上の時間を要する可能性があります。当社は現在まで配当を実施しておりませんが、今後につきましては、まず、累積損失を解消し、その後は事業規模拡大に備えるための内部留保を勘案しつつ配当による株主への利益還元に関しても検討して参ります。

（２）ストック・オプションについて

当社は、取締役・監査役及び従業員の経営参画意識高揚のために旧商法第280条ノ19、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に従って、平成16年7月30日及び平成17年7月29日開催の定時株主総会の特別決議に基づく新株引受権もしくは新株予約権（以下、総称して「ストック・オプション」といいます）を付与しております。また、今後に関しましてもストック・オプションの付与を継続する方針であります。これらストック・オプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、平成20年4月30日現在でのストック・オプションによる潜在株式数は744株（発行済株式数に対して8.2%）となっております。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の採用や、資産・負債および収益・費用の計上および開示に関する見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社で採用する重要な会計方針については、「第5経理の状況 1財務諸表等(1)財務諸表 財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

売上高

最近2事業年度における事業別売上高及び要約損益計算書

事業部門別		第11期	第12期	前年同期比
		(自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)	(自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日)	
売上高	スーパーデリバリー (千円)	2,732,488	5,129,591	187.7%
	オンライン激安問屋 (千円)	597,184	527,998	88.4%
	関連事業 (千円)	4,958	5,184	104.6%
	合計 (千円)	3,334,631	5,662,773	169.8%
売上総利益 (千円)		738,884	1,058,113	143.2%
販売費及び一般管理費 (千円)		943,961	1,216,691	128.9%
営業利益又は営業損失 () (千円)		205,076	158,578	-
経常利益又は経常損失 () (千円)		203,474	158,031	-
当期純利益又は当期純損失 () (千円)		305,420	160,820	-

当事業年度（平成19年5月1日から平成20年4月30日）における売上高は、2,328,142千円増加して、5,662,773千円（前年同期比169.8%）を計上しました。

運営サイト別の売上高は、「スーパーデリバリー」においては前年同期比187.7%の5,129,591千円を計上しております。各売上は、189.6%の4,787,172千円を計上している商品売上、156.9%の165,373千円を計上している小売店会費売上、173.8%の177,044千円を計上しているその他売上（出展初期費用、出展更新料、出展基本料等を含む出展企業向け売上）となっております。「中期経営戦略」の推進により、経営指標である「会員小売店数」「出展企業数」「商材掲載数」が増加し、商品売上が大幅に増加いたしました。また、料金体系の変更から1年が経過し、ようやく出展基本料が安定的に収益及び利益の増加要因として貢献するようになりその他売上が増加いたしました。

「オンライン激安問屋」においては、引き続き売上総利益率の維持に努めました。その結果、売上高は前年同期比88.4%の527,998千円となり、また売上総利益率は1.1%減の44.7%となりました。

「関連事業」としては、前事業年度の11月より株式会社三洋倶楽部と代理店契約を締結し業務提携を開始しております。内容は当社の会員小売店を株式会社三洋倶楽部に紹介し、株式会社三洋倶楽部が当社会員小売店に対して実行したビジネスローンの貸出残高に応じて手数料を受け取るものであります。この結果、売上高5,184千円を計上しております。なお、平成20年3月末で株式会社三洋倶楽部との代理店契約を終了しております。

売上総利益

売上総利益は、43.2%増加の1,058,113千円となり、売上総利益率は、3.5ポイント下降の18.7%となりました。売上総利益率下降の要因は、売上総利益率の低い「スーパーデリバリー」の商品売上高の大幅な増加により、粗利構成比率が上昇したことによるものであります。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、28.9%増の1,216,691千円となりました。増加の要因は上半期において、「スーパーデリバリー」の「会員小売店数」の獲得ペースを大幅に向上させるために広告宣伝費等の集客手段への投資を積極的に行ったこと及び大阪支社開設に伴い地代家賃が増加した影響によるものです。しかし、下半期以降、広告宣伝費等の集客手段への投資を、より効果的かつ効率的な集客手段に集中した結果、一定の拡大ペースを維持しながらも広告宣伝費を抑制することが出来ました。これにより、販売費及び一般管理費の金額は増加したものの、売上高に対する比率は21.5%と6.8%減少いたしました。

営業利益、経常利益、当期純利益

上記の諸要因により、営業損失は158,578千円、経常損失は158,031千円となりました。また、当期純損失は160,820千円となっております。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 [事業の概況] 3 [対処すべき課題] および4 [事業等のリスク]」をあわせてご参照ください。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、平成10年8月に「オンライン激安問屋」を開設し、事業の基盤となる多数の会員小売店及び出展企業を獲得いたしております。その後、平成14年2月より「スーパーデリバリー」を開設し、「オンライン激安問屋」の既存会員小売店及び出展企業の誘致を図るとともに新規の会員小売店、出展企業の誘致を行っております。両事業の位置づけといたしましては、より収益性が高く、成長余地の大きい「スーパーデリバリー」を当社の主力事業とし、「オンライン激安問屋」に関しては、一定の利益を計上しつつ安定的な成長を目指す事業と考えております。

平成18年10月10日に中期経営戦略を策定し、同日「中期経営戦略（平成19年4月期～平成22年4月期）の策定について」を公表させていただいておりますが、同プレスリリースにも記載させていただいております通り今後「スーパーデリバリー」の事業規模拡大と収益性の向上をより一層推進していく計画であります。具体的には下記の施策を実行中であります。

- a) 「スーパーデリバリー」会員小売店数の獲得を加速するために広告宣伝等の小売店獲得のための集客投資を拡大いたします。

「スーパーデリバリー」会員小売店は反復的・継続的に「スーパーデリバリー」の利用を行う傾向がございます。また、「スーパーデリバリー」会員小売店から月額2,000円の会費を徴収いたしております。したがって、「スーパーデリバリー」会員小売店獲得を加速することは、直接的に当社の事業規模、収益規模の拡大につながると考えております。また、今後のインターネットによる企業間取引マーケットの競争激化を踏まえ、現段階でできる限り多くの小売店を当社会員として獲得することが将来の収益の安定に必要と考えております。そのため、当社は広告宣伝等の小売店獲得のための集客投資を積極的に行い事業規模拡大及び収益規模拡大を図る予定です。

なお、広告宣伝費等の小売店獲得のための集中投資については平成20年4月期下半期以降、より効果的かつ効率的な集客手段へ投資を集中させ、一定の拡大ペースを維持しながらも広告費を抑制する方針へシフトしております。

- b) 平成18年11月より「スーパーデリバリー」出展企業に対する料金体系を変更しております。

従来、出展企業からは「スーパーデリバリー」への参加時点で出展初期費用として40万円、その後一年経過後から毎年出展更新料として15万円を徴収しておりました。平成18年11月以降の契約企業からはこれに変更を加えております。具体的には出展初期費用、及び出展更新料を廃止し、出展後毎月4万円の出展企業基本料を徴収するという料金体系としております。当該料金体系の変更により、参加時点の資金負担が軽減されることにより中堅以下の出展企業の獲得が容易になるとともに、出展企業基本料という毎月安定的な収益源が確保されることとなります。なお、当該新料金体系は平成18年10月以前契約の既存出展企業に対しては適用いたしません。

- c) 「スーパーデリバリー」会員小売店及び出展企業のユーザビリティ向上のため、積極的なシステム投資を行います。

上記a) b) の施策により、会員小売店数、出展企業数、及び商材掲載数の大幅な拡大を見込んでおります。そのため、同時に検索システム等のシステム投資を実施し、「スーパーデリバリー」のユーザビリティの向上を図る必要があります。当社は顧客満足向上の視点からシステム投資を行う予定です。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

流動性及び資金の源泉

当事業年度における流動比率及び自己資本比率は、それぞれ流動比率が186.0%（前年同期246.0%）、自己資本比率が49.1%（前年同期60.1%）となりました。

キャッシュ・フロー

「第2〔事業の概況〕 1〔業績等の概要〕（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

財政状態

当事業年度末の総資産額は、前事業年度末より20,170千円増加して1,604,914千円（前年同期比1.3%増）になりました。流動資産は2,265千円増加して1,369,551千円（前年同期比0.2%増）、固定資産は17,905千円増加して235,363千円（前年同期比8.2%増）になりました。流動資産の増加の主な要因は、当期純損失の計上等に伴い現金及び預金が281,723千円減少しましたが、売上増加により売掛金が283,375千円増加（前年同期比57.8%増）したことによるものです。また、固定資産の増加の主な要因は、無形固定資産の増加によるもので、自社利用ソフトウェア開発によりソフトウェア勘定が41,275千円（前年同期比64.7%増）増加したことによるものです。

当事業年度末の負債の合計は、前事業年度末より184,209千円増加して816,925千円（前年同期比29.1%増）になりました。流動負債は180,424千円増加して736,125千円（前年同期比32.5%増）、固定負債は3,785千円増加して80,800千円（前年同期比4.9%増）となりました。この主な要因は、社債の償還により社債及び1年以内償還予定社債が49,000千円減少したものの、新規の借入により長期借入金及び1年以内返済予定の長期借入金、短期借入金が95,185千円増加したことによるものです。その他、取引増加により買掛金が187,211千円増加（前年同期比58.2%増）したことも要因となっております。

当事業年度末における純資産は、当期純損失160,820千円の計上による利益剰余金の減少を主な要因として、前年同期比164,038千円減少（前年同期比17.2%減）し、787,988千円となりました。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は平成18年10月10日に策定、公表した「中期経営戦略」を現在推進中であります。昨今、当社と競合するサービスを提供する企業が複数社出現しており、今後の競争激化が予想されることから、早期に事業規模の拡大加速に努めることで今後の当社の競争優位性を確立し、ひいては中長期的な売上及び利益水準の拡大を図っていくことが最重要課題であると認識しております。

なお、具体的な戦略については、「(4) 経営戦略の現状と見通し」をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

平成20年4月期における設備投資の総額は50,498千円であります。

その主な内訳は、「スーパーデリバリー」サイトシステムの開発及び社内業務システムに関わるソフトウェアの購入48,946千円、移転に伴う有形固定資産の取得1,552千円となっております。

また、新システムへの移行により既存ソフトウェアの一部220千円を除却しております。

2【主要な設備の状況】

平成20年4月30日現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具器具備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	事務所	12,994	4,991	105,056	1,052	124,094	56 (26)
支社 (大阪府大阪市中央区)	事務所	456	-	-	-	456	7 (-)
ECRセンター (東京都中央区)	事務所兼物流センター	290	567	-	-	858	3 (16)

(注) 1. 建物には、本社賃借料(年間64,089千円)、支社賃借料(年間8,268千円)及びECRセンター賃借料(年間32,488千円)は含まれておりません。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等(平成20年4月30日現在)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社 (東京都中央区)	WEBアプリケーション開発	73,000	-	自己資本	平成20年5月	平成21年4月

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等(平成20年4月30日現在)

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,784
計	20,784

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成20年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年7月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,031	9,031	東京証券取引所 (マザーズ)	-
計	9,031	9,031	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年 7月30日定時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成20年 4月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年 6月30日)
新株予約権の数(個)	612	612
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	612	612
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1)	200,000	200,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年 9月 1日 至 平成26年 7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株(または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株(発行時の1単元株は1株))未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

区分	事業年度末現在 (平成20年 4 月30日)	提出日の前月末現在 (平成20年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	132	132
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	132	132
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注1)	200,000	200,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年 9 月 1 日 至 平成27年 7 月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注3)	同左
代用払込に関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株(または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株(発行時の1単元株は1株))未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは会社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当該会社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、会社または会社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、会社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成15年2月26日 (注1)	500	4,946	50,000	345,650	50,000	335,650
平成17年3月25日 (注2)	250	5,196	25,000	370,650	25,000	360,650
平成17年7月29日 (注3)	-	5,196	-	370,650	360,650	-
平成17年11月25日 (注4)	2,400	7,596	15,000	385,650	15,300	15,300
平成18年4月5日 (注5)	1,200	8,796	331,500	717,150	556,500	571,800
平成18年4月30日 (注6)	12	8,808	750	717,900	-	571,800
平成18年5月1日 ～平成19年4月30日 (注7)	223	9,031	22,000	739,900	21,500	593,300
平成20年4月30日	-	9,031	-	739,900	-	593,300

1. 有償・第三者割当

発行価格 200,000円

資本組入額 100,000円

割当先は、株式会社ニッシン(500株)であります。

2. 第1回無担保転換社債の権利行使

発行済株式総数の増加数 250株

資本金増加額 25,000千円

資本準備金増加額 25,000千円

行使者はジャイク・インキュベーション一号投資事業有限責任組合(175株)、日本アジア投資株式会社(75株)であります。

3. 平成17年7月29日開催の株主総会決議に基づく欠損補填に伴う資本準備金取崩し

4. 第1回無担保新株引受権付社債の新株引受権の権利行使

発行価格 12,500円

資本組入額 6,250円

行使者は小方 功であります。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価額 740,000円

資本組入額 276,250円

払込金総額 888,000千円

6. 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による新株発行であります。

7. 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使及び、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使による新株発行であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年4月30日現在

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	12	40	11	1	1,268	1,335	-
所有株式数 (株)	-	64	244	922	469	8	7,324	9,031	-
所有株式数の割合(%)	-	0.71	2.70	10.21	5.19	0.09	81.10	100	-

(6) 【大株主の状況】

平成20年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
小方 功	東京都中央区	2,952	32.68
N I S グループ株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目6 - 1新宿エルタワー22F	500	5.53
松浦 俊見	東京都文京区	400	4.42
ノムラシンガポールリミテッド アカントノミニーフ ジェー205	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	240	2.65
安原 幹雄	京都府福知山市	174	1.92
株式会社広明通信社	東京都千代田区神田多町2-1神田東山ビル	160	1.77
ジャイク・インキュベーション 一号投資事業有限責任 組合	東京都千代田区永田町2丁目13-5赤坂エイトワンビル	147	1.62
石井 俊之	東京都中央区	139	1.53
今野 智	東京都世田谷区	119	1.31
株式会社ティーケーピー	東京都中央区日本橋茅場町3-7-3 TKPタワー 8F	116	1.28
計	-	4,947	54.78

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,031	9,031	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	9,031	-	-
総株主の議決権	-	9,031	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成16年7月30日定時株主総会決議

旧商法に基づき、平成16年7月30日定時株主総会終結の時に在任する当社取締役・監査役及び同日現在在籍する当社使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年7月30日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年 7 月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 2 当社従業員 29
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し403、監査役に対し128、使用人に対し346 合計 877 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000 （注）1
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株（または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株（発行時の1単元株は1株））未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

平成17年7月29日定時株主総会決議

旧商法に基づき、平成17年7月29日定時株主総会終結の時に在任する当社取締役・監査役及び同日現在在籍する当社使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成17年7月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年 7 月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 1 当社従業員 36
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し50、監査役に対し2、使用人に対し98 合計 150 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000 （注）1
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数（但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株（または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株（発行時の1単元株は1株））未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は平成20年4月末日現在で542,014千円の累積損失を計上しており、配当可能利益がないため配当を実施しておりません。累積損失につきましては将来計上される利益により早期に解消することを目指しておりますが、事業の進捗が計画通りに進まない場合、解消までに想定以上の時間を要する可能性があります。当社は現在まで配当を実施しておりませんが、今後につきましては、まず、累積損失を解消し、その後は事業規模拡大に備えるための内部留保を勘案しつつ配当による株主への利益還元に関しても検討して参ります。

また、当社は、「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月
最高(円)	-	-	3,860,000	2,310,000	322,000
最低(円)	-	-	1,670,000	274,000	134,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成18年4月6日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年11月	12月	平成20年1月	2月	3月	4月
最高(円)	207,000	221,000	192,000	222,000	210,000	200,000
最低(円)	173,000	188,000	134,000	146,000	175,000	182,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		小方 功	昭和38年7月5日生	昭和63年4月 パシフィックコンサルタンツ株式 会社入社 平成5年5月 ラクーントレイドサービス(個人 事業主)創業 平成7年9月 有限会社ラクーントレイドサー ビス設立 取締役社長 平成8年5月 株式会社ラクーンに組織変更 代 表取締役社長(現任)	(注)2	2,952
取締役財務担 当副社長	管理部長	今野 智	昭和47年1月25日生	平成6年11月 朝日監査法人(現あずさ監査法 人)入所 平成10年4月 公認会計士登録 平成10年6月 公認会計士福田勉事務所入所 平成11年1月 東京共同会計事務所入所 平成12年7月 当社財務経理部長 平成12年7月 当社取締役財務経理部長 平成15年4月 当社取締役副社長兼財務経理部長 平成16年5月 当社取締役副社長兼管理部長 平成20年7月 当社取締役財務担当副社長兼管理 部長(現任)	(注)2	119
取締役経営戦 略担当副社長	社長室長	石井 俊之	昭和50年2月1日生	平成10年4月 大和ハウス工業株式会社入社 平成12年3月 当社入社 平成13年12月 当社情報戦略部マネージャー 平成14年9月 当社CS推進部長 平成15年1月 当社セールスマネージメント部長 平成15年7月 当社取締役セールスマネジメン ト部長 平成15年12月 当社取締役事業戦略部長 平成18年5月 当社取締役経営企画室長 平成20年5月 当社取締役社長室長 平成20年7月 当社取締役経営戦略担当副社長兼 社長室長(現任)	(注)2	139
取締役	技術戦略部長	黄 成進	昭和34年11月27日生	昭和57年8月 中国北方工業大学 数学専任講師 昭和61年8月 名古屋商科大学コンピュータ研究 センター研究員 昭和63年4月 光陵女子短期大学 コンピュータ 課程兼任講師 平成5年1月 株式会社CRC総合研究所入社 平成17年5月 当社技術戦略部長 平成17年7月 株式会社トレンディ・エージェン ト代表取締役社長(現任) 平成17年7月 当社取締役技術戦略部長(現任)	(注)2	3
取締役	事業企画部長	阿部 智樹	昭和54年10月21日生	平成13年3月 当社入社 平成16年6月 当社セールスマネージメント部 部長 平成18年5月 当社経営企画室副室長 平成20年5月 当社事業企画部長 平成20年7月 当社取締役事業企画部長(現任)	(注)3	30

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
常勤監査役		佐藤 博	昭和31年11月19日生	昭和57年1月 株式会社U G都市設計(現株式会社 U G都市建築) 入社 昭和58年10月 株式会社ハウザー 入社 昭和61年9月 不動産ニュース株式会社(現アット ホーム株式会社) 入社 平成18年11月 同社 退社 平成20年7月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	-
監査役		千葉 清二	昭和23年2月19日生	昭和45年4月 同栄信用金庫(現さわやか信用金 庫) 入庫 平成元年2月 同栄信用金庫日本橋支店支店長代 理 平成9年2月 同栄信用金庫東日本橋支店次長 平成17年4月 当社常勤監査役 平成20年7月 当社非常勤監査役(現任)	(注) 4	8
監査役		藤本 忠久	昭和33年10月14日生	昭和61年12月 司法書士登録 平成13年1月 麻布司法書士事務所主宰(現任) 平成18年7月 当社非常勤監査役(現任)	(注) 5	3
計						3,254

- (注) 1 . 監査役佐藤博、千葉清二及び藤本忠久は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 . 平成19年7月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 3 . 平成20年7月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
- 4 . 平成20年7月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
- 5 . 平成18年7月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間臨時株主総会の終結の時から4年間

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレートガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置付けております。有効に機能する環境とは、株主やその他のステークホルダー（出展企業、会員小売店、取引先、従業員等）と良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができることであると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

当社は監査役会制度を採用しております。社外監査役を含む3名の監査役が取締役会に出席し、積極的に発言を行うことにより牽制を働かせております。

なお、当社は今後の事業拡大に伴い組織規模の拡大も伴っていくことから、コーポレートガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

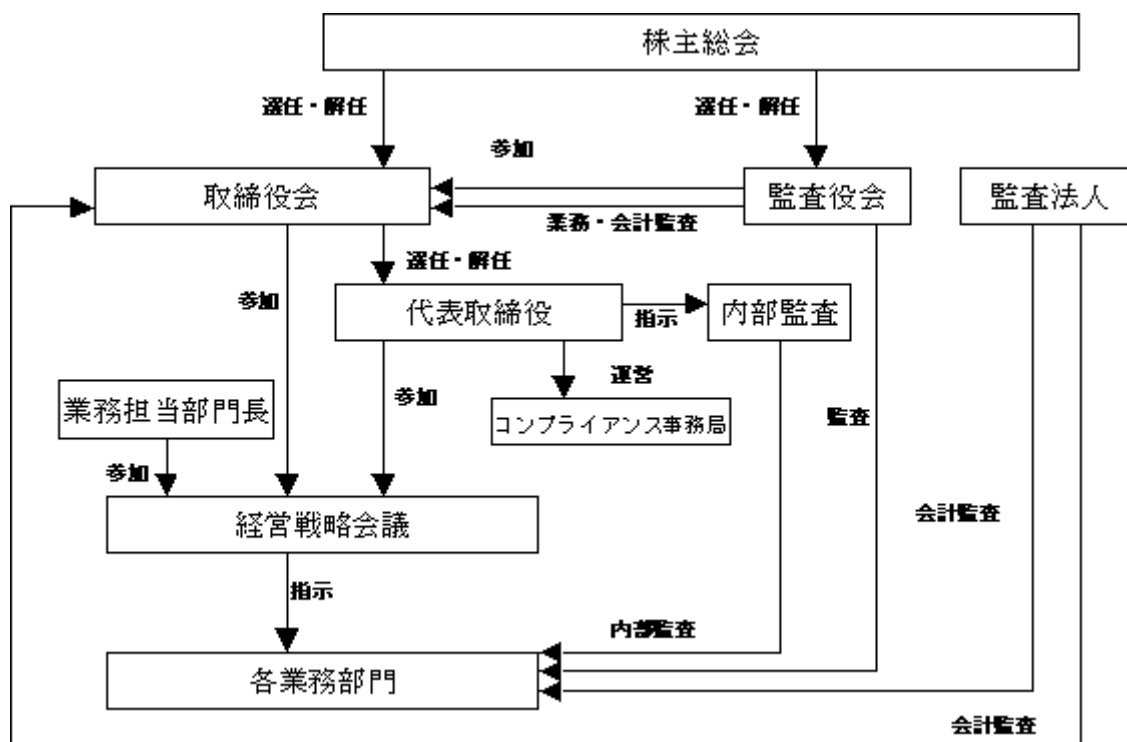
(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

会社の機関の基本説明

当社は監査役会制度を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により構成されております。取締役会は4名の取締役で構成され、「迅速かつ確な経営及び執行判断」を行うため、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないかのチェックを行っております。

なお、現在当社は社外取締役を設置しておりませんが、将来的にはコーポレート・ガバナンスの更なる強化のため、社外取締役の設置を積極的に検討する予定です。

会社の機関及び内部統制の仕組み



会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

当社は企画営業部、事業戦略部、セールスマネージメント部、技術戦略部、リテイルマネージメント部、管理部、経営企画室および社長室により運営されております。技術戦略部、経営企画室、管理部については、取締役が業務担当部門長及び室長を兼務しており、その他の業務担当部門長とともに業務を分掌し、牽制機能が働く組織体制となっております。また、業務担当部門長で経営戦略会議を開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行うほか、取締役会から委譲された権限の範囲で経営の重要事項についての審議を行っております。また、代表取締役社長直轄のもと、代表取締役社長に任命された内部監査担当者により、各部門の業務遂行状況についてコンプライアンスに留意した内部監査を行っております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は代表取締役社長直轄のもと、代表取締役社長に任命された内部監査担当者が、年間の監査計画に基づき、内部監査規程に則って内部監査を実施しております。内部監査担当者は、管理部に所属する2名であります。管理部に対する内部監査に関しては他部門に所属する2名を内部監査担当者として任命しております。内部監査担当者は当該監査終了後、内部監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、その承認をもって結果を被監査部門に通知します。その後、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認を行います。将来的に専任の内部監査担当者を設置することも積極的に検討する予定です。

監査役会は監査役3名によって構成され、うち2名が社外監査役であり、うち1名が常勤監査役であります。監査役会は、年間の監査方針を立案後、実施計画を作成しております。監査に当たっては、議事録、稟議書、契約書等書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人の会計監査への立会、実地調査並びに取締役会ほか社内の重要会議への出席を実施しております。期末監査終了後は、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成、代表取締役社長に提出し、定時株主総会の席上で、監査報告を行っております。

尚、内部監査、監査役監査及び監査法人は、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は井上隆司、佐々田博信の2名であり、監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、会計士補等14名であり、いずれも監査法人トーマツに所属しております。

(2) リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署として整備及び推進を行ってまいります。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行っております。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、常勤取締役と各部門長が出席する経営戦略会議において行います。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努めてまいります。

(3) 役員報酬の内容

当社は取締役に対する報酬として、年額51,201千円を支払っております。

また、社内監査役に対する報酬として、年額360千円を支払っております。社外監査役に対しては、年額6,794千円を支払っております。

(4) 監査報酬の内容

監査法人トーマツへの報酬

公認会計士法第2条1項に規定する業務に基づく報酬の金額	12,000千円
-----------------------------	----------

上記以外の業務に基づく報酬の金額	780千円
------------------	-------

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および監査役のいずれも100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨、定款に定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は、累積投票によらない旨、定款に定めております。

(8) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第11期事業年度（平成18年5月1日から平成19年4月30日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第12期事業年度（平成19年5月1日から平成20年4月30日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第11期事業年度（平成18年5月1日から平成19年4月30日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成19年5月1日から平成20年4月30日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

		前事業年度 (平成19年4月30日)			当事業年度 (平成20年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金			756,289			474,565	
2.売掛金			490,279			773,655	
3.有価証券			100,151			100,529	
4.商品			6,166			5,693	
5.前渡金			495			185	
6.前払費用			12,201			14,535	
7.その他			2,240			961	
貸倒引当金			540			576	
流動資産合計			1,367,285	86.3		1,369,551	85.3
固定資産							
1.有形固定資産							
(1)建物		19,009			19,922		
減価償却累計額		2,698	16,311		6,180	13,742	
(2)工具器具備品		15,338			15,227		
減価償却累計額		6,051	9,286		9,028	6,198	
有形固定資産合計			25,598	1.6		19,940	1.2
2.無形固定資産							
(1)特許出願権等			782			664	
(2)ソフトウェア			63,780			105,056	
(3)ソフトウェア仮勘定			45,126			25,034	
(4)その他			387			387	
無形固定資産合計			110,077	7.0		131,143	8.2

		前事業年度 (平成19年4月30日)			当事業年度 (平成20年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
3.投資その他の資産							
(1)投資有価証券			15,036			16,803	
(2)敷金・保証金			64,452			65,098	
(3)長期前払費用			2,293			2,327	
(4)その他			-			50	
投資その他の資産合計			81,782	5.1		84,278	5.3
固定資産合計			217,457	13.7		235,363	14.7
資産合計			1,584,743	100.0		1,604,914	100.0

		前事業年度 (平成19年4月30日)			当事業年度 (平成20年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金			321,590			508,802	
2. 短期借入金			-			20,600	
3. 1年以内返済予定の長期借入金			5,815			33,600	
4. 1年以内償還予定社債			49,000			43,000	
5. 未払金			131,312			56,519	
6. 未払費用			18,890			15,607	
7. 未払法人税等			3,430			5,175	
8. 未払消費税等			-			14,274	
9. 賞与引当金			10,666			14,586	
10. 販売促進引当金			8,570			13,850	
11. その他			6,425			10,109	
流動負債合計			555,701	35.1		736,125	45.9
固定負債							
1. 長期借入金			-			46,800	
2. 社債			77,000			34,000	
3. 繰延税金負債			14			-	
固定負債合計			77,014	4.8		80,800	5.0
負債合計			632,716	39.9		816,925	50.9

		前事業年度 (平成19年4月30日)			当事業年度 (平成20年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			739,900	46.7		739,900	46.1
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		593,300			593,300		
資本剰余金合計			593,300	37.4		593,300	36.9
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		381,193			542,014		
利益剰余金合計			381,193	24.0		542,014	33.7
株主資本合計			952,006	60.1		791,185	49.3
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金			21	0.0		3,196	0.2
評価・換算差額等合計			21	0.0		3,196	0.2
純資産合計			952,027	60.1		787,988	49.1
負債純資産合計			1,584,743	100.0		1,604,914	100.0

【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)			当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
売上高	1						
1．スーパーデリバリー売上高		2,732,488			5,129,591		
2．オンライン激安問屋売上高		597,184			527,998		
3．関連事業売上高		4,958	3,334,631	100.0	5,184	5,662,773	100.0
売上原価							
1．スーパーデリバリー売上原価		2,272,014			4,312,551		
2．オンライン激安問屋売上原価		323,732	2,595,746	77.8	292,109	4,604,660	81.3
売上総利益			738,884	22.2		1,058,113	18.7
販売費及び一般管理費			943,961	28.3		1,216,691	21.5
営業損失			205,076	6.1		158,578	2.8
営業外収益							
1．受取利息		519			1,180		
2．受取配当金		917			2,158		
3．受取手数料		3,256			1,116		
4．雑収入		256	4,949	0.1	179	4,635	0.1
営業外費用							
1．支払利息		806			1,998		
2．社債利息		723			1,660		
3．社債発行費		1,659			-		
4．雑損失		157	3,347	0.1	430	4,088	0.1
経常損失			203,474	6.1		158,031	2.8

		前事業年度 (自 平成18年 5月 1日 至 平成19年 4月30日)			当事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
特別利益	2						
1. 貸倒引当金戻入益		250			-		
2. 投資有価証券売却益		657	907	0.0	-	-	-
特別損失							
1. 固定資産除却損		19,746			499		
2. 本社移転費用		23,539			-		
3. 投資有価証券売却損		278	43,564	1.3	-	499	0.0
税引前当期純損失			246,130	7.4		158,530	2.8
法人税、住民税及び事業税		2,290			2,290		
法人税等調整額		57,000	59,290	1.7	-	2,290	0.0
当期純損失			305,420	9.1		160,820	2.8

売上原価明細書

(スーパーデリバリー売上原価)

		前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)		当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品仕入高		2,268,402	99.9	4,307,384	99.9
その他売上原価		3,611	0.1	5,166	0.1
スーパーデリバリー売上原価		2,272,014	100.0	4,312,551	100.0

(注) その他売上原価は、スーパーデリバリーに係る決済手数料等であります。

(オンライン激安問屋売上原価)

		前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)		当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
期首商品たな卸高		17,521		6,166	
当期商品仕入高		312,377		291,636	
合計		329,898		297,802	
期末商品たな卸高		6,166		5,693	
オンライン激安問屋売上原価		323,732		292,109	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成18年 4 月30日 残高 （千円）	717,900	571,800	75,773	1,213,926	-	1,213,926
事業年度中の変動額						
新株の発行	22,000	21,500		43,500		43,500
当期純損失			305,420	305,420		305,420
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					21	21
事業年度中の変動額合計 （千円）	22,000	21,500	305,420	261,920	21	261,899
平成19年 4 月30日 残高 （千円）	739,900	593,300	381,193	952,006	21	952,027

当事業年度（自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成19年 4 月30日 残高 （千円）	739,900	593,300	381,193	952,006	21	952,027
事業年度中の変動額						
新株の発行						
当期純損失			160,820	160,820		160,820
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					3,218	3,218
事業年度中の変動額合計 （千円）	-	-	160,820	160,820	3,218	164,038
平成20年 4 月30日 残高 （千円）	739,900	593,300	542,014	791,185	3,196	787,988

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (損失)		246,130	158,530
減価償却費		26,203	35,305
貸倒引当金の増減額 (減少:)		1,278	35
賞与引当金の増減額 (減少:)		4,871	3,920
販促引当金の増減額 (減少:)		-	5,280
受取利息及び受取配当金		1,436	3,339
支払利息		806	1,998
社債利息		723	1,660
社債発行費		1,659	-
固定資産除却損		19,746	499
本社移転費用		23,539	-
投資有価証券売却益		657	-
投資有価証券売却損		278	-
売上債権の増減額 (増加:)		160,430	283,375
たな卸資産の増減額 (増加:)		11,354	473
仕入債務の増減額 (減少:)		140,275	187,211
前受金の増減額 (減少:)		94	1,814
前渡金の増減額 (増加:)		4,461	310
未払消費税等の増減額 (減少:)		11,634	15,768
その他		69,438	77,036
小計		118,115	268,004
利息及び配当金の受取額		1,436	3,339
利息の支払額		1,363	3,719
本社移転に伴う支出		5,934	-
法人税等の支払額		2,290	2,252
営業活動によるキャッシュ・フロー		126,266	270,637

		前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー	1		
有形固定資産の取得による支出		3,853	1,552
無形固定資産の取得による支出		53,863	48,946
投資有価証券の取得による支出		26,315	5,000
投資有価証券の売却による収入		11,695	-
敷金の差入による支出		48,251	646
その他		2,460	748
投資活動によるキャッシュ・フロー		123,050	56,893
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		-	50,000
短期借入金の返済による支出		-	29,400
長期借入れによる収入		-	100,000
長期借入金の返済による支出		68,460	25,415
社債の発行による収入		98,340	-
社債の償還による支出		16,000	49,000
株式の発行による収入		43,500	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		57,380	46,185
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増減額(減少:)		191,936	281,345
現金及び現金同等物の期首残高		1,048,376	856,440
現金及び現金同等物の期末残高		856,440	575,095

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年 5月 1日 至 平成19年 4月30日)	当事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 個別法による原価法	商品 同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物..... 3 ～ 15年 工具器具備品..... 5 ～ 6年 (2) 無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 (3) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産 同左 (追加情報) 平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能限度額までの償却が終了しているものについて、当事業年度より残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、当該変更に伴う損益への影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
4. 繰延資産の処理方法	(1) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 社債発行費 -----
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (3) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当期末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 販売促進引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)
6 . リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7 . キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)
(貸借対照表純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は952,027千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	-----

注記事項

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)	当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)																																																				
1 販売費に属する費用のおおよその割合は36%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は64%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>広告宣伝費</td><td>108,166千円</td></tr> <tr> <td>販売促進費</td><td>48,615千円</td></tr> <tr> <td>販売促進引当金繰入額</td><td>8,570千円</td></tr> <tr> <td>配送料</td><td>33,535千円</td></tr> <tr> <td>決済手数料</td><td>117,811千円</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>42,258千円</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>254,426千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>10,666千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,891千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>2,453千円</td></tr> <tr> <td>地代家賃</td><td>40,557千円</td></tr> </table> 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>19,746千円</td></tr> </table>	広告宣伝費	108,166千円	販売促進費	48,615千円	販売促進引当金繰入額	8,570千円	配送料	33,535千円	決済手数料	117,811千円	役員報酬	42,258千円	給与手当	254,426千円	賞与引当金繰入額	10,666千円	貸倒引当金繰入額	1,891千円	減価償却費	2,453千円	地代家賃	40,557千円	ソフトウェア	19,746千円	1 販売費に属する費用のおおよその割合は34%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は66%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>広告宣伝費</td><td>152,141千円</td></tr> <tr> <td>販売促進費</td><td>10,499千円</td></tr> <tr> <td>販売促進引当金繰入額</td><td>13,850千円</td></tr> <tr> <td>配送料</td><td>34,100千円</td></tr> <tr> <td>決済手数料</td><td>193,090千円</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>58,355千円</td></tr> <tr> <td>給与手当</td><td>320,263千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>14,586千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>569千円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>35,216千円</td></tr> <tr> <td>地代家賃</td><td>101,729千円</td></tr> </table> 2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>工具器具備品</td><td>279千円</td></tr> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>220千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>499千円</td></tr> </table>	広告宣伝費	152,141千円	販売促進費	10,499千円	販売促進引当金繰入額	13,850千円	配送料	34,100千円	決済手数料	193,090千円	役員報酬	58,355千円	給与手当	320,263千円	賞与引当金繰入額	14,586千円	貸倒引当金繰入額	569千円	減価償却費	35,216千円	地代家賃	101,729千円	工具器具備品	279千円	ソフトウェア	220千円	合計	499千円
広告宣伝費	108,166千円																																																				
販売促進費	48,615千円																																																				
販売促進引当金繰入額	8,570千円																																																				
配送料	33,535千円																																																				
決済手数料	117,811千円																																																				
役員報酬	42,258千円																																																				
給与手当	254,426千円																																																				
賞与引当金繰入額	10,666千円																																																				
貸倒引当金繰入額	1,891千円																																																				
減価償却費	2,453千円																																																				
地代家賃	40,557千円																																																				
ソフトウェア	19,746千円																																																				
広告宣伝費	152,141千円																																																				
販売促進費	10,499千円																																																				
販売促進引当金繰入額	13,850千円																																																				
配送料	34,100千円																																																				
決済手数料	193,090千円																																																				
役員報酬	58,355千円																																																				
給与手当	320,263千円																																																				
賞与引当金繰入額	14,586千円																																																				
貸倒引当金繰入額	569千円																																																				
減価償却費	35,216千円																																																				
地代家賃	101,729千円																																																				
工具器具備品	279千円																																																				
ソフトウェア	220千円																																																				
合計	499千円																																																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	8,808	223	-	9,031
合計	8,808	223	-	9,031

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加223株は新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	9,031	-	-	9,031
合計	9,031	-	-	9,031

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)		当事業年度 (自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日)	
1	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 (平成19年4月30日現在) (千円)	1	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 (平成20年4月30日現在) (千円)
	現金及び預金勘定 756,289		現金及び預金勘定 474,565
	有価証券勘定 100,151		有価証券勘定 100,529
	現金及び現金同等物 856,440		現金及び現金同等物 575,095

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年 5月 1日 至 平成19年 4月30日)				当事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引(借主側) (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	37,193	4,166	33,026	工具器具備品	37,193	11,391	25,801
ソフトウェア	2,800	653	2,146	ソフトウェア	2,800	1,213	1,586
合計	39,993	4,820	35,173	合計	39,993	12,604	27,388
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 7,408千円 1年超 28,788千円 合計 36,197千円				(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 7,662千円 1年超 21,126千円 合計 28,788千円			
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 4,387千円 減価償却費相当額 4,726千円 支払利息相当額 684千円				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 8,460千円 減価償却費相当額 7,784千円 支払利息相当額 1,051千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				(5) 利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。				(減損損失について) 同左			

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託	10,000	10,060	60
	小計	10,000	10,060	60
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託	5,000	4,975	24
	小計	5,000	4,975	24
合計		15,000	15,036	36

2. 当事業年度に売却したその他有価証券

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
11,695	657	278

3. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
フリーファイナンシャルファンド	100,151

当事業年度 (自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託	20,000	16,803	3,196
合計		20,000	16,803	3,196

2. 時価評価されていない主な有価証券の内訳

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
フリーファイナンシャルファンド	100,529

(デリバティブ関係)

前事業年度(自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日)

当社は退職給付制度がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成18年 5月 1日 至 平成19年 4月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成12年 新株引受権	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社従業員 14名	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 29名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 32名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 52株	普通株式 877株	普通株式 137株
付与日	平成12年7月25日	平成16年8月6日	平成17年8月12日
権利確定条件	(注) 1	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません	対象勤務期間の定めは ありません	対象勤務期間の定めは ありません
権利行使期間	自 平成14年8月 1日 至 平成19年7月31日	自 平成18年9月 1日 至 平成26年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日

	平成17年 第2回の2 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社従業員 5名
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 13株
付与日	平成17年10月21日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません
権利行使期間	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日

(注) 1. 権利確定条件は次のとおりであります。

(イ) 行使期間内であっても、当社の発行する株式が公開株式として承認され、売買が開始された日を経過しない限り、権利行使することができない。

(ロ) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。なお、契約内容については、平成12年11月3日開催の臨時株主総会の決議にて一部変更となっております。

(注) 2. 権利確定条件は次のとおりであります。

(イ) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(ハ) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(ニ) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行使することができない。

(ホ) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成12年 新株引受権	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	866	136
付与	-	-	-
失効	-	-	14
権利確定	-	866	-
未確定残	-	-	122
権利確定後 (株)			
前事業年度末	8	-	-
権利確定	-	866	-
権利行使	8	215	-
失効	-	2	-
未行使残	-	649	-

	平成17年 第2回の2 新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	12
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	12
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	平成12年 新株引受権	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権
権利行使価格 (円)	62,500	200,000	200,000
行使時平均株価 (円)	1,127,742	607,339	-

	平成17年 第2回の2 新株予約権
権利行使価格 (円)	200,000
行使時平均株価 (円)	-

当事業年度(自 平成19年5月1日 至 平成20年4月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 29名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 32名	当社従業員 5名
株式の種類別の Stock・オプションの数	普通株式 877株	普通株式 137株	普通株式 13株
付与日	平成16年8月6日	平成17年8月12日	平成17年10月21日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません	対象勤務期間の定めは ありません	対象勤務期間の定めは ありません
権利行使期間	自 平成18年9月 1日 至 平成26年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日	自 平成19年9月 1日 至 平成27年7月29日

(注) 1. 権利確定条件は次のとおりであります。

(イ) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(ハ) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(ニ) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することができない。

(ホ) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	122	12
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	122	12
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	649	-	-
権利確定	-	122	12
権利行使	-	-	-
失効	37	2	-
未行使残	612	120	12

単価情報

	平成16年 第1回 新株予約権	平成17年 第2回 新株予約権	平成17年 第2回の2 新株予約権
権利行使価格 (円)	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年 4月30日)		当事業年度 (平成20年 4月30日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
繰延税金資産 (流動)		繰延税金資産 (流動)	
未払事業所税等	1,719千円	未払事業所税等	2,197千円
賞与引当金	4,340千円	賞与引当金	5,935千円
未払費用否認	6,334千円	未払費用否認	13,155千円
商品評価損	3千円	販売促進引当金	5,635千円
販売促進引当金	3,487千円	貸倒引当金	234千円
貸倒引当金	219千円	繰延税金資産 (流動) 小計	27,158千円
繰延税金資産 (流動) 小計	16,104千円	評価性引当額	27,158千円
評価性引当額	16,104千円	繰延税金資産 (流動) 合計	- 千円
繰延税金資産 (流動) 合計	- 千円		
繰延税金資産 (固定)		繰延税金資産 (固定)	
一括償却資産	97千円	一括償却資産	35千円
繰越欠損金	249,988千円	繰越欠損金	302,594千円
繰延税金資産 (固定) 小計	250,085千円	繰延税金資産 (固定) 小計	302,630千円
評価性引当額	250,085千円	評価性引当額	302,630千円
繰延税金資産 (固定) 合計	- 千円	繰延税金資産 (固定) 合計	- 千円
繰延税金負債 (固定)		繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	14千円	その他有価証券評価差額金	- 千円
繰延税金負債 (固定) 合計	14千円	繰延税金負債 (固定) 合計	- 千円
繰延税金負債の純額	14千円	繰延税金負債の純額	- 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.62%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.47%
住民税均等割	0.93%	住民税均等割	1.44%
評価性引当額	63.22%	評価性引当額	40.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.08%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.44%

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成18年 5月 1日 至 平成19年 4月30日)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成19年 5月 1日 至 平成20年 4月30日)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

前事業年度 （自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日）		当事業年度 （自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日）	
1 株当たり純資産額	105,417円72銭	1 株当たり純資産額	87,253円75銭
1 株当たり当期純損失金額	34,332円38銭	1 株当たり当期純損失金額	17,807円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。		同左	

（注） 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日）	当事業年度 （自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日）
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失		
当期純利益（ 純損失）（千円）	305,420	160,820
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（ 純損失）（千円）	305,420	160,820
期中平均株式数（株）	8,896	9,031
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	-	-
（うち新株引受権）	（ - ）	（ - ）
（うち新株予約権）	（ - ）	（ - ）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-----	-----

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成18年 5 月 1 日 至 平成19年 4 月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成19年 5 月 1 日 至 平成20年 4 月30日）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数（千口）	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他有 価証券	フリーファイナンシャルファンド	100,529	100,529
		小計	100,529	100,529
投資有価証 券	その他有 価証券	グローバル債権ファンド	13,506	13,462
		グローバル債権ＲＥＩＴ	3,733	3,340
		小計	17,240	16,803
計			117,769	117,332

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	19,009	912	-	19,922	6,180	3,481	13,742
工具器具備品	15,338	639	750	15,227	9,028	3,448	6,198
有形固定資産計	34,347	1,552	750	35,150	15,209	6,930	19,940
無形固定資産							
ソフトウェア	105,165	69,038	400	173,804	68,747	27,542	105,056
ソフトウェア仮勘定	45,126	30,528	50,620	25,034	-	-	25,034
特許出願権等	1,178	-	-	1,178	514	117	664
その他	387	-	-	387	-	-	387
無形固定資産計	151,858	99,567	50,840	200,404	69,261	27,600	131,143
長期前払費用	2,831	748	346	3,233	906	714	2,327

(注) 1. ソフトウェア仮勘定は自社開発システム中の仕掛勘定であり、完成後、運用開始時点でソフトウェアに振り替えております。

2. 当期増加の主な内訳

建物	電機設備	395千円
	パーテーション	517千円
工具器具備品	サーバー	639千円
ソフトウェア	販売管理ソフトウェア	22,725千円
	基幹システム再構築	22,401千円
	決済拡張機能	14,788千円
	決済拡張機能	5,494千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成年月日 17.9.9	26,000 (16,000)	10,000 (10,000)	0.5	なし	平成年月日 20.9.9
第2回無担保社債	19.3.30	100,000 (33,000)	67,000 (33,000)	1.2	なし	22.3.31
合計	-	126,000 (49,000)	77,000 (43,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
無担保社債	43,000	34,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	20,600	2.675	-
1年以内に返済予定の長期借入金	5,815	33,600	2.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	46,800	2.5	平成22年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他の有利子負債	-	-	-	-
計	5,815	101,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	33,600	13,200	-	-

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	540	576	540	-	576
賞与引当金	10,666	14,586	10,666	-	14,586
販売促進引当金	8,570	13,850	8,570	-	13,850

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	176
預金	
普通預金	474,389
小計	474,389
合計	474,565

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ユーシーカード株式会社	155,267
株式会社ジェーシービー	129,292
株式会社アプラス	35,551
ヤマト運輸株式会社	7,293
その他	446,250
合計	773,655

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
490,279	5,945,912	5,662,536	773,655	87.98	38.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

品目	金額（千円）
オンライン激安問屋在庫商品	5,693
合計	5,693

買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ラズリンダ	23,172
株式会社クロスワーク	12,272
株式会社イトウ	11,520
サカベ株式会社	9,968
有限会社浅野商店	9,397
その他	442,471
合計	508,802

（３）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
株券の種類	100株券、10株券、1株券
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 無料
端株の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	- - - -
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 但し、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.raccoon.ne.jp/company/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付資料

事業年度（第11期）（自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日）平成19年7月30日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書

第12期中（自 平成19年5月1日 至 平成19年10月31日）平成20年1月29日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書の訂正報告書

平成20年2月22日関東財務局長に提出

事業年度（第11期）（自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年 7月28日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 井 上 隆 司 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 佐々田 博 信 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成19年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 7 月28日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	井 上 隆 司	印
----------------	-------	---------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐々田 博 信	印
----------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成19年5月1日から平成20年4月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成20年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。